

岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア事業費補助金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養の支援に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 この事業による補助を受けることができる対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日及び次条に規定するサービス等の利用時点において市内に住所を有する者
- (2) 次条に規定するサービス等の利用時点において40歳未満の者
- (3) がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。）
- (4) 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の補助または給付（以下「補助等」という。）を受けることができない者

2 前項に規定する補助対象者が、補助の申請等ができないと認められる場合は、次の要件のいずれかに該当する者（以下「受任者」という。）に権限を委任することができる。

- (1) 補助対象者と同居の親族
- (2) 補助対象者に同居の親族等が居ない場合は民法で定める親族
- (3) ファミリーシップ制度による関係者の三親等内の者
- (4) その他受任者として適切であると市長が認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるサービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき愛知県知事又は市長が指定した事業者その他市長が適当と認める者が提供するものに限る。以下同じ。）の利用に必要な経費（交付資格該当期間の利用に係るものに限る）とする。ただし、他の制度においてサービス等に係る補助等を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するもの
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するもの
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護に相当するもの

- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションに相当するもの
- (5) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導に相当するもの
- (6) 法第8条第12項に規定する福祉用具の借受けに相当するもの
- (7) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具の購入に相当するもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の9を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てる(補助対象者1人につき、1月当たり54,000円を限度とする)。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている補助対象者については、1人につき、1月当たり60,000円を限度とし、補助対象経費の全額を補助する。

(補助の申請等)

第6条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業利用申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 医師の意見書(岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業意見書)(第2号様式)又はこれに準ずるものとして市長が適当と認める書類
- (2) 必要に応じて、補助対象者との関係を確認するための書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の利用の可否を決定するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

4 利用資格の有効期間の始期は、サービス等の利用を開始又は購入した日とする。ただし第1項に規定する医師の意見書にある診断日以降の利用に限る。

5 利用決定の有効期間は、利用申請があった日から補助金の辞退又は第11条に規定する交付決定の取消しのあった日までとする。

6 申請者が補助金の交付申請をしようとするときは、岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業交付申請書(兼実績報告書)(第4号様式)に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同一の年度内に受けたサービス等については、まとめて請求することができる。

- (1) 補助対象経費に係る内訳がわかる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書
- (3) 前2号に準ずる書類として市長が適当と認めるもの(前2号に掲げる書類を添付できない場合に限る。)

7 前項の規定による申請は、サービス等の利用を開始又は購入した日の翌日から起算

して1年以内に行わなければならない。前項ただし書きに該当する場合は、当該請求に係るサービス等を利用した年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第7条 市長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、第6条6項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金の交付額を決定し、岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業交付決定兼額の確定通知書（第5号様式）により、利用決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 市長は、前条の交付決定を受けた者から補助金の請求があったときは、当該請求に係る適正な請求書類を受領した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（変更等の届出義務）

第10条 利用決定者は、サービス等の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業変更申請書（廃止届出書）（第3号様式）により、速やかにその旨を市長に申請し、又は届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) サービス等を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条各号に定める対象者に該当しなくなったとき。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、利用決定者がサービス等の利用期間中において、サービス等を利用する必要がなくなったとき又は第3条の規定に該当しなくなったときは、その該当する事実が発生した日をもって、当該利用決定を取り消すものとする。この場合において、同日までに利用したサービス等に係る補助金の交付については、前条の例による。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既にその取り消しに係る部分の補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めて返還を命じるものとする。

（実施細則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なお

その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。